

大東市監告示第1号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成27年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成28年7月21日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

平成27年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆福祉・子ども部（福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、子ども室）

【障害福祉課】・【子ども室】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 補助金支出事務の適正化について</p> <p>①補助金団体への指導援助の強化</p> <p>市への補助金の交付申込みや実績報告にあたっては、団体の予算書や決算書を添付書類として提出することが義務付けられている。</p> <p>しかしながら、障害福祉課と子ども室が所管する一部の団体の補助金事務にあつては、剰余金や繰越金が正しく表示されていない決算書や誤った予算額が表示された決算書が添付されていた。</p> <p>補助金団体が作成する予算書や決算書については、補助金担当課としてその内容を確認するとともに誤りがあればこれを改めさせるなど、より適正な補助金事務となるよう、団体への指導、援助を強められたい。</p>
障害福祉課 措置状況
<p>ご指摘のとおり、団体への補助金については、適正な予算書や決算書に基づき交付されるべきものです。当課としては、平成27年度の実績報告を提出していただいた際、その報告書や決算書に誤りがないか十分に精査し、繰越金等の表示について指導を行い、是正されております。今後におきましても、交付団体に対し、補助金の使途の確認も含め、適切な指導、助言を行ってまいります。</p> <p>平成28年度の補助金交付についても、同様に、事業計画や予算書について精査した上で、交付団体に指導を行い、適正な補助金交付の執行に努めてまいります。</p>
子ども室 措置状況
<p>ご指摘をいただきました団体への補助金支出につきましては、補助金担当課として、予算書および決算書の内容確認を行い、誤り等の指摘を行うよう改善いたしました。</p> <p>今後も指導、助言等を行ないながら適正な補助金事務に努めてまいります。</p>

【福祉政策課】

監査委員 指摘事項

②社会福祉協議会補助金に関する要綱の遵守

福祉政策課が所管する大東市社会福祉協議会への補助金の交付事務について確認したところ、要綱で定められた申込期限を徒過した補助金申込みを受理していた。

社会福祉協議会は市の外郭団体である。それ故に関係する事務の執行にあたっては市民から馴れ合い等の批判を受けることがないように、他団体にも増して厳格適正な執行に努める必要がある。

今後このようなことが生じないように、厳に注意を行われたい。

福祉政策課 措置状況

大東市社会福祉協議会への補助金の交付事務につきましては、大東市社会福祉協議会に対し、要綱を遵守し、正しい交付申込をするよう求めるとともに、不備のあった文章については既に訂正を行っております。

また、当課におきましても交付申込受付時に内容を十分に確認し、不備があれば適切に指導するように周知徹底いたしました。

要綱は、事務処理の根本となる重要な事柄を定めたものですので、今後は、要綱を遵守し、事務の厳格適正な執行に努めてまいります。

【障害福祉課】

監査委員 指摘事項

(3) 障害者福祉団体に対する財産の貸付けについて

障害者福祉団体に対する財産の貸付け状況を確認したところ、J R高架下施設については、J Rに対する市の使用料負担の有無によって、有償で貸付けが行われている団体と無償で貸付けが行われている団体とに分かれていた。

また普通財産の貸付け状況を確認したところ、貸付開始時に公益性が高い先駆的事業を行っているものとして無償貸付けされている団体が複数あったが、時間の経過とともに他の団体が同様の事業を実施することによって先駆性を失いつつあり、公益性についての不断の検証が課題となっている。

このように市から障害者福祉団体への財産貸付けの態様は様々であるが、障害者自立支援法に基づく支援費制度によって団体の財政状況も従前に比べて改善していることから、財産貸付けの在り方について市としての考え方を整理し、団体間の公平に資する貸付けとなるよう、改善を図られたい。

障害福祉課 措置状況

市の財産の有償・無償貸し付けについて、その公平性を担保することは重要であり、また貸し付け当初と現在では、障害者施設の充足状況が変化していることは認識しています。このたび、ご指摘を受けている施設については、それぞれ貸し付け当初の事情が様々ですが、その賃料等について検証していくことは必要と考えています。

しかしながら、それぞれの施設について、当課だけでなく、複数の所管課と協議する必要があり、その上で貸し付けの在り方を検討していきます。その際には、現在の貸し付け期間や施設の運営状況（重度障害者を支援する職員の人件費含む）、また他の施設と比較した上で無償となる適正な理由があるか等、総合的な視点で考慮していきます。

【子ども室】

監査委員 指摘事項

(4) 行政財産目的外使用料の納期について

旧諸福児童センター、南郷保育所ならびに野崎保育所にあつては、敷地内に電柱等の設置を許可していることから、行政財産目的外使用料を収入しているところである。

これらの納期を確認したところ、いずれも5月下旬から10月上旬の納期設定となっていた。

市の行政財産使用料条例では、納期については月前全部納付を基本とするものとされており、条例を遵守した納期となるよう、是正を行われたい。

子ども室 措置状況

行政財産目的外使用料につきましては、関西電力へ4月中に納付書を送付し、納付をお願いしております。今後も条例を遵守し、納付を進めてまいります。

【生活福祉課】・【子ども室】

監査委員 指摘事項

(5) 長期滞納債権への対応について

生活保護費返還金、生活福祉資金貸付金、保育所保育料等についてそれぞれの収納事務を確認したところ、滞納債権について長期に亘り滞納者との接触ができていない事例が多数みられた。

これらの滞納債権の収納状況は当然長期に亘り未払いの状態が続いており、時効の進行によって債権自体の保全が危うい事態に陥るおそれがある。

滞納者との接触は収納と整理の基本であり、滞納者との積極的な接触が可能となるよう、各課等における組織的な対応を強化されたい。

生活福祉課 措置状況

滞納者の多くは、生活困窮世帯であり、日々の生活で精一杯のため徴収が困難となっております。

長期に亘る滞納者については、返還金管理台帳による債権管理を強化し、計画的な訪問調査による生活実態の把握や催告書の送付等を行いながら、徴収に努めております。

また、一括納付が困難な場合は、履行延期手続きを行ない時効に至らぬように徴収努力を行なっております。

今後も、効果的な訪問調査活動を組織的に行ない収納率の向上に努めてまいります。

子ども室 措置状況

滞納債権については、滞納整理システムを活用し、滞納者との接触状況を一元管理することなどにより、その徴収に関し組織的に対応するよう努めております。また、長期にわたり未払いの状況が続く債権については、債権移管を行い強制執行により徴収するなど債権整理回収課との連携にも努めているところです。

今後は、催告書の送付回数や電話による催告の実施回数を増やし、滞納者との接触機会を増加させるよう努めてまいります。

また、分割納付を認める場合には、滞納者の資力に見合った納付額を設定した上で分割納付誓約書を徴収するとともに、必要に応じて納付額の見直しを図り、滞納債権の早期徴収に努めてまいります。